

第57号議案

中間市道路線の変更について

中間市道路線を次のとおり変更することについて、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求める。

徳若5号線

	路線番号	起 点	終 点	平均幅員	実延長
変更前	1400	中間市中央一丁目 4378-1 地先	中間市中央一丁目 4376-5 地先	6.13m	27.29 m
変更後	1401	中間市中央一丁目 4378-1 地先	中間市中央一丁目 4376-5 地先	6.13m	27.29 m

令和2年9月24日提出

中間市長 福田 浩